

令和8年度第1回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和8年9月1日（火）午後3時00分～午後5時00分

【場 所】 市役所本庁舎18階 第四常任委員会会議室

【委員出席者】 鈴木 光 委員長、毛利 節 副委員長、河森 計二 委員、
中川 晶比兒 委員、二本柳 宏美 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、総務課行政監察担当課長、コンプライアンス推進担
当係長、職員部人事課調査担当課長、服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 この会議の非公開について

冒頭公開の後、この後の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項本文の規定により、原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報等の運用状況について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料1・2）について報告があった。

3 個人情報保護法違反について

(1) 通報の概要

当該課が行っている、「官報情報整理表」による情報管理は、個人情報保護法に抵触するおそれがあるほか、特定の情報についてのウェブ掲載を90日以内とする官報法の趣旨にも反するものである。

(2) 審議の内容

調査の結果、個人情報保護法が求める安全管理措置、並びに、目的外利用・提供の制限の趣旨に照らして不適切であるため、閲覧可能な職員の限定や、閲覧に供する期間を官報に合わせるとの報告があった。

これに対し、委員からは、閲覧期間の起算点について確認があった。

4 職員による勤務先施設内における喫煙について

(1) 通報の概要

職員3名は、勤務時間中に、勤務する建物内で喫煙していた。

(2) 審議の内容

事実確認の結果、事実と認められたため、当該職員らに対して必要な措置を行った旨報告があった。また、所属長に対しても、所属職員が不祥事を起こさない体制づくりの充実を行うよう指導した旨報告があった。

これに対し、委員からは、調査の手法についての確認があったほか、勤務時間中の喫煙の可否についての質問があった。

5 職員によるスマートフォンの使用について

(1) 通報の概要

職員は、勤務時間中に、関係者の不適切な行動をスマートフォンで動画撮影し、職員間のグループLINEに投稿した。また、ともに行動していた別の関係者のプライベートの様子を動画撮影し、これを職員間のグループLINEに投稿した。

(2) 審議の内容

調査の結果、撮影自体は事実と認められたものの、当該動画を外部に流出させた事実及び私的な目的で保存・利用した事実は認められず、所属において、その職場の特性上、スマートフォンを用いた報告が推奨されていたことなどから、非違行為には当たらないとの報告があった。

これに対して、委員からは事実認定の方法・精度に係る意見が複数あったことから、一部について所管部局にて再度確認し、委員に別途報告することとなった。

6 不適切な勤怠について

(1) 通報の概要

職員は、自身の勤怠管理について、システムを適切に利用せず登録等を他者に任せていたほか、事前に連絡なく無断欠勤を繰り返している。

(2) 審議の内容

調査の結果、出退勤や休暇等取得等のシステム登録を他者に任せていたことは事実と認められたものの、業務上やむを得ない事情があり、管理職もこれを承知していたため、それ自体を非違行為と評価することはできないとの報告があった。また、事前の連絡がなく無断欠勤を繰り返していた事実は認められなかったとの報告があった。

これに対し、委員からは、上司への報告が適切になされていたのかなどの点につ

いて、確認があった。

7 虚偽の業務実施報告について

(1) 通報の概要

職員とその上司は、実施していない業務を実施したことにして、虚偽の実施報告書を提出した。

(2) 審議の内容

調査の結果、通報内容を裏付ける事実は確認されなかった旨報告があった。

これに対し、委員からは、実施報告書の確認方法についての意見があったため、所管部局が、職員への聞き取り以外の方法で確認できないかを再度検討の上、改めて委員に報告することとなった。

8 その他

(1) 議事録について

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。

(2) 公益通報者保護法の改正に伴う本市要綱の見直しについて

事務局から、改正法の施行を本年12月に控え、要綱の見直しを行っている旨及び素案ができ次第、委員に意見を伺う予定である旨の報告があった。

(3) 職員の不正行為情報の取扱いについて

事務局から、職員の不正行為情報の取扱いに関する本市ホームページの記載について、必要な修正を行った旨の報告があった。